

上天草市告示第69号

上天草市湯島交流施設設置要綱を次のように定める。

令和2年5月29日

上天草市長 堀江隆臣

上天草市湯島交流施設設置要綱

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 利用手続等

第1節 お試し居住スペースの利用手続等（第6条－第11条）

第2節 シェアオフィススペースの利用手続等（第12条－第18条）

第3章 雑則（第19条－第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、現に本市外に住所を有する者（以下「市外居住者」という。）が湯島の風土の体感及び日常生活の体験をすることができる場並びに市外居住者及び市民が交流又は活動をすることができる場を提供することで、湯島への移住促進及び湯島の活性化を図るため、上天草市湯島交流施設（以下「交流施設」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（位置）

第2条 交流施設は、上天草市大矢野町湯島540番地3に置く。

（施設の構成）

第3条 交流施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） お試し居住スペース
- （2） シェアオフィススペース
- （3） 公共トイレ

（休館日）

第4条 交流施設（公共トイレを除く。）の休館日（以下「休館日」という。）は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、上天草市長（以下「市長」という。）が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

第2章 利用手続等

第1節 お試し居住スペースの利用手続等

（利用資格）

第5条 お試し居住スペースを利用することができる者は、湯島での暮らしの体験を目的として短期間利用する市外居住者であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1） 湯島への移住を希望する者及びその者と同一世帯に属する家族の構成員であること。
- （2） 利用する者の人数が3人以内であること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- （3） 利用する者の全てが未成年者でないこと。
- （4） 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号。第7条第3項第3号において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（第12条において「暴力団員等」という。）でないこと。
- （5） その他お試し居住スペースを利用させることが適当でないと市長が認める者でないこと。

（利用の申請）

第6条 お試し居住スペースを利用しようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、利用を開始する日（以下この節において「利用開始日」という。）の3月前から10日前までの間に上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用承認申請書（様式第1号。次条第1項において「申請書」という。）に身分証明書（運転免許証その他申請者本人であることを証明することができる書類をいう。第13条において同じ。）の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。

（利用の承認等）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつた場合において、その

内容を審査し、適当と認めるときは、お試し居住スペースの利用を承認し、上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用承認書（様式第2号。第9条第2項において「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認に際し、お試し居住スペースの管理運営上必要な条件を付することができる。

3 市長は、申請者が、第5条各号に掲げる要件を具備しないとき、又はその利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 交流施設の建物、設備、備品等（以下「建物等」という。）を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（第12条において「暴力団」という。）その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他交流施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用期間等)

第8条 お試し居住スペースを利用することができる期間は、利用開始日から起算して7日以上30日以内とする。この場合において、当該期間内に利用しない日があっても、連続して利用したものとみなす。

2 お試し居住スペースの利用は、前項の規定により定めた期間（以下この節において「利用期間」という。）が満了した時に終了し、利用期間の更新は行わないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 利用開始日及び利用期間の満了の日は、休館日を除いた平日とする。

4 利用期間における入居及び退去を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

5 お試し居住スペースの利用は、原則1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料)

第9条 お試し居住スペースの利用料（以下この条において「利用料」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 第7条第1項の規定により承認書の交付を受けた申請者（以下この節において「利用者」という。）は、利用の開始前までに、市長が発行する納入通知書により利用料を納めなければならない。

3 既納の利用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により、お試し居住スペースを利用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

(利用の制限)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により承認した事項（次項において「承認事項」という。）を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により、当該承認を受けたとき。

(3) その他交流施設の管理運営上市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、承認事項を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間の満了の日までに（前条第1項の規定により第7条第1項の規定による承認が取り消された場合にあつては、直ちに）お試し居住スペースを明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状回復をしなければならない。

2 利用者は、前項の規定による明渡しをするときは、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。

3 利用者は、第1項の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長に協議するものとする。

第2節 シェアオフィススペースの利用手続等

(利用資格)

第12条 シェアオフィススペースを利用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (2) その他シェアオフィススペースを利用させることが適当でないと市長が認める者でないこと。

(利用の申請)

第13条 シェアオフィススペースを利用しようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、利用する日又は利用を開始する日（以下「利用日」と総称する。）の5日前までに上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認申請書（様式第4号。次条第1項において「申請書」という。）に身分証明書の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、その保護者の同意を得なければならない。

(利用の承認)

第14条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、シェアオフィススペースの利用を承認し、上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認書（様式第5号。以下この節において「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認に際し、シェアオフィススペースの管理運営上必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、申請者が第7条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(利用時間)

第15条 シェアオフィススペースを利用することができる時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午前9時から午後9時までとする。

(利用料)

第16条 シェアオフィススペースの利用料（以下この条において「利用料」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 第14条第1項の規定により承認書の交付を受けた申請者（以下この節において「利用者」という。）は、利用の開始前までに、市長が発行する納入通知書により利用料を納めなければならない。

3 既納の利用料は、還付しないものとする。ただし、第9条第3項各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

5 前項の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする者は、上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用料減免申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第17条 市長は、利用者が第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定により承認した事項（次項において「承認事項」という。）を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

2 前項の規定により、承認事項を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(明渡し)

第18条 利用者は、利用の終了時間前までに（前条第1項の規定により第14条第1項の規定による承認が取り消された場合にあつては、直ちに）シェアオフィススペースから退去しなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状回復をしなければならない。

2 利用者は、前項の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長に協議するものとする。

第3章 雑則

(利用者の遵守事項)

第19条 交流施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) 建物等を清潔に保つとともに、適切に取り扱うこと。
- (4) 利用を終了する際は、必ず清掃を行うこと。
- (5) ごみは、決められた規則に従い排出すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

2 前項に定めるもののほか、第9条第2項又は第16条第2項に規定する利用者は、お試し居住スペース又はシェアオフィススペースを利用する際に、当該承認書及び利用料の領収書を携帯し、市長又は市長の指定する者の求めがあったときは、これらを提示しなければならない。

(行為の制限)

第20条 何人も、交流施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 交流施設の改修
- (2) 交流施設の鍵の改変又は複製
- (3) 寄附の要請その他これに類する行為
- (4) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (6) 政治活動又は宗教活動その他これらに類する活動
- (7) 動物の飼育
- (8) お試し居住スペースにあつては、利用者以外の者の宿泊
- (9) シェアオフィススペースでの宿泊
- (10) 交流施設敷地内での喫煙
- (11) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (12) その他交流施設の設置の目的に反する行為

(立入り)

第21条 市長は、交流施設の防火、構造の保全その他の建物等の管理運営上特に必要があると認めるときは、交流施設内に立ち入ることができるものとする。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第22条 建物等を破損し、汚損し、又は滅失した者（次項において「破損者等」という。）は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 破損者等は、前項に規定する損害を生じさせたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(事故免責)

第23条 交流施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、交流施設及び交流施設周辺で発生した事故に関しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、交流施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区分	単位	利用料
利用期間が7日	1回	12,000円
利用期間が8日以上 30日以内	1回	12,000円に7日を超えた1日まで ごとに2,000円を加算した額

別表第2（第16条関係）

区分		単位	利用料	
			市外	市内
個人 利用	一時利用	1時間	200円	100円
	定期利用	利用時間が 午前9時から 午後4時	1月	3,000円

		まで			
		利用時間が 午前9時から 午後9時まで	1月	6,000円	3,000円
団体 利用	一時利用		1時間	500円	250円

備考

- 1 個人利用の一時利用で利用時間が1時間を超えるときは、その超える1時間までごとにこの表に定める1時間の利用料の2分の1に相当する額（その超える1時間が午後4時から午後9時までの間である場合は、この表に定める1時間の利用料に相当する額）を加算する。
- 2 団体利用で利用時間が1時間を超えるときは、その超える1時間までごとにこの表に定める1時間の利用料の5分の1に相当する額（その超える1時間が午後4時から午後9時までの間である場合は、この表に定める1時間の利用料に相当する額）を加算する。
- 3 団体利用の利用料は、1部屋当たりの額とし、2部屋まで利用することができるものとする。